

第7回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和6年10月31日 13:30~14:30
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員	1 番 廣瀬女公美 委員 2 番 清水 幸治 委員 4 番 熊坂 隆雄 委員 5 番 志賀 忠浩 委員 6 番 大畑 礼子 委員 8 番 中川 浩幸 委員 9 番 佐藤 泰正 委員 10 番 稲場 洋二 委員 11 番 金子 靖 委員 12 番 佐藤 裕司 委員 13 番 瀬戸 賢成 委員 14 番 二谷 幸裕 委員 15 番 浅野 徳昭 委員 16 番 伊藤 まり 委員 17 番 野村 照明 委員 18 番 福西 範 委員 19 番 成田 俊英 委員 20 番 松下 裕幸 委員 21 番 吉澤しのぶ 委員 (以上 19名)
4. 欠 席 者	3 番 菅原 雄一 委員 7 番 樋口 英樹 委員
5. 参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 次長 中嶋 智子 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗 (以上 6 名)
	会議録署名委員の指名 14 番 二谷 幸裕 委員 15 番 浅野 徳昭 委員
6. 議事日程	会期決定について 令和 6 年 10 月 31 日 (1日)
	報告第11号 現況証明願について(市街化区域) 議案第29号 現況証明願について 議案第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第34号 目標地図の素案の作成及び提出について 議案第35号 土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第7回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に14番、二谷幸裕委員、15番、浅野徳昭委員を指名しますので、
よろしく願いいたします。
なお、会期は本日10月31日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
報告第11号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第11号「現況証明願」について
ご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が4件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏より現況証明願があり、9月25日、事務局職員4名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は []が宅地、 []が建築済地でしたので、9月26日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が5ページと8ページから9ページにございます。

公簿地目が畑である、 []、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏より現況証明願があり、9月25日、事務局職員4名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月26日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の3番は資料が5ページと10ページから11ページにございます。

公簿地目が畑である、 []の1筆、面積 []㎡の土地について、

議長
野村会長

委員
委員一同

議長
野村会長

事務局
塩田事務局長

所有者である[]氏の代理人である[]氏より現況証明願があり、9月25日、事務局職員4名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、9月26日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の4番は資料が5ページと12ページから13ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者の[]氏の代理人である[]氏より現況証明願があり、10月2日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、10月3日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、4件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告いたします。

ただいま報告がありました報告第11号「現況証明願」について質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第29号「現況証明願」について事務局より説明してください。

それでは、議案書の14ページにございます、議案第29号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、鉏路地区で3件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページと17ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者の[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願がございました。

10月4日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]、他1筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者の[]氏の代理人である、[]より現況証明願がございました。

10月4日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

次に、表の3番は、資料が20ページと21ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者の[]氏の代理人である、[]より現況証明願がございました。

10月15日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

以上、3件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員より報告をお願いします。

委員
佐藤委員

議案第29号「現況証明願」の1番と2番について、調査報告いたします。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が「牧場」、農振農用地区域外にある、[]の1筆、[]㎡の土地についてであります。

10月4日、鉏路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

次に2番は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、[]、他1筆、合計[]㎡の土地についてであります。

10月4日、鉏路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

なお、本件については、農用地区域にある土地であります。現地は農地採草放牧地以外の原野で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の吉澤しのぶ委員より報告をお願いします。

委員
吉澤委員

議案第29号「現況証明願」の3番について、調査報告いたします。

3番は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振地域外にある、[]の1筆、[]㎡の土地についてであります。

10月15日、鉏路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

吉澤委員、ありがとうございました。

それでは、議案第29号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第29号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第29号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局
塩田事務局長

事務局より説明してください。

それでは、議案書の22ページにございます、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の通知がございました。

議案書23ページの表の1番は、資料が24ページと25ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■との間で、令和6年10月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の26ページにございます、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書27ページの表の1番は、資料が29ページから33ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他13筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書 28 ページの表の 2 番は、資料が 34 ページから 36 ページにございます。

氏が所有する、の内、他 8 筆、面積合計 m^2 の農用地について、氏に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

以上、2 件の「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1 番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員
廣瀬委員

議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番について調査報告をいたします。

申請内容は、氏が所有する、の内、他 13 筆、合計 m^2 の農用地について、氏に、年間 円で賃貸借を行うものであります。

本件について、10 月 8 日、阿寒地区農業委員 3 名、及び、事務局職員 3 名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第 3 条の許可要件をすべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

次に、2 番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員より報告をお願いします。

委員
滋賀委員

議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 2 番について、調査報告をいたします。

申請内容は、氏が所有する、の内、他 8 筆、合計 m^2 の農用地について、氏に、年間 円で賃貸借を行うものであります。

本件について、10 月 17 日、音別地区農業委員 3 名、及び、事務局職員 3 名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第 3 条の許可要件をすべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

志賀委員、ありがとうございました。

それでは、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書37ページにございます、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認ください。

議案書38ページの表の1番は、資料が議案書39ページから48ページにございます。

が所有するの1筆、面積㎡の農用地について、令和7年11月30日まで使用貸借にして、砂利採取を行うための一時転用の許可申請がありました。

本申請地は第1種農地であります、砂利採取のための一時転用に当たり、不許可の例外に該当いたします。

また、すでに釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の熊坂隆雄委員より報告をお願いします。

委員
熊坂委員

議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告いたします。

本内容は、が所有する、の1筆、㎡の農用地について、使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

また、本申請地であるは、第1種農地であります、不許可の例外である砂利採取のための一時転用に当たり、すでに砂利採取法許認可に係る事前協議を終えております。

10月11日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の49ページにございます、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書50ページの表の1番は、資料が51ページと52ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、1件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第34号「目標地図の素案の作成及び提出」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書53ページにございます、議案第34号「目標地図の素案の作成及び提出」について説明いたします。

本件につきましては、資料が54ページから56ページにございます。

農業経営基盤強化促進法第20条では、基本構想を定めた市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更する時は、農業委員会に対し地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図の素案を作成し提出するよう求めることとされ、求めを受けた農業委員会は、当該区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、素案を作成し提出することとされております。

目標地図の素案に当たっては、先に実施いたしました農業経営意向に関する調査の内容を基に、資料に示しましたエリアの農地及び採草放牧地の地番、地目、面積に加え、経営の意向及び後継者の有無を記した現状地図を作成し提出するものでございます。

以上、「目標地図の素案の作成及び提出」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

目標地図の素案について、詳細を確認いたしますので、暫時休憩いたします。

<13時59分 休憩>

(目標地図の素案の詳細確認)

<14時16分 再開>

議長
野村会長

再開します。

ただいま説明のありました「目標地図の素案の作成及び提出」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第34号「目標地図の素案の作成及び提出」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

議案第34号「目標地図の素案の作成及び提出」については、全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書57ページにございます、議案第35号「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」について、ご説明いたします。

土地改良事業に参加する資格を有するためには、土地改良法第3条第1項第4号の規定により、農用地以外の土地の利用者は、所有者の同意を得て農業委員会に対し土地改良事業に参加する旨を申し出ることとなっており、農業委員会は申出書を受理したときは、公告することとなっております。

今回は、音別地区で1件の申出がございます。

議案書58ページの表の1番は、資料が59ページから61ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の土地について、耕作者の■■■■氏より、道営土地改良事業に参加するため、申出があったものです。

この件については、10月16日、音別地区の農業委員3名と農林課音別農林振興係1名で現地調査及び協議をしております。

以上、「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」についての協議結果について、調査委員長の伊藤まり委員より報告をお願いします。

委員
伊藤委員

議案第35号「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」について、調査結果を報告いたします。

1番は、土地改良法で造成を行う土地とされている、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の土地について、事業主体である■■■■氏より、道営土地改良事業参加のための申し出があったものです。

この件について、10月16日、音別地区農業委員3名および農林課音別農林振興係1名で現地調査をした結果、現況は農地の一部が水路となっており、事業を活用しての造成により、今後も適正に管理されるものと判断いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

伊藤委員、ありがとうございました。

それでは議案第35号「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第35号「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第35号「土地改良法第3条第1項第4号の規定による申出」については、原案のとおり決定いたしました。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 10月 31日

議 長

署名委員

署名委員

